

計量証明書

No. A2301686-002 1/2

令和5年10月25日

計量証明事業所登録番号 環境第14号

長野県長野市アークス13番11号

一般社団法人長野市薬剤師会

会長 原 澄

飯山陸送 株式会社 様

ご依頼の検査の結果について、次の通り報告します。

依頼者	長野県中野市大字豊津5015 飯山陸送 株式会社		
受付年月日	令和5年10月12日	種別	事業所排水
採取年月日	令和5年10月12日	採取時刻	11時05分
天候	前日 曇 当日 晴	採取時の温度	気温 19.5 °C 水温 22.0 °C
採取場所	飯山陸送株式会社 砿処分場 放流水		
採取者	武田 淳志 (所属) 長野市薬剤師会 検査センター		
検査項目	単位	検査結果	分析法
水素イオン濃度(pH)		7.5 (22.5°C)	JIS K 0102の12.1
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	3.4	JIS K 0102の21
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	5.3	JIS K 0102の17
浮遊物質(SS)	mg/l	2	環境庁告示第59号付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l	1未満	環境庁告示第64号付表4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l	1未満	環境庁告示第64号付表4
フェノール類含有量	mg/l	0.005未満	JIS K 0102の28.1
銅含有量	mg/l	0.01未満	JIS K 0102の52.5
亜鉛含有量	mg/l	0.01未満	JIS K 0102の53.4
溶解性鉄含有量	mg/l	0.06	JIS K 0102の57.4
溶解性マンガン含有量	mg/l	0.63	JIS K 0102の56.4
クロム含有量	mg/l	0.02未満	JIS K 0102の65.1.5
大腸菌群数	個/cm ³	10	下水試験法(2012)6編4章2節
窒素含有量	mg/l	23	JIS K 0102の45.2
磷含有量	mg/l	0.40	JIS K 0102の46.3.1
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.005未満	JIS K 0102の55.4
シアン化合物	mg/l	0.1未満	JIS K 0102の38.1.2及び38.2
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	mg/l	0.1未満	環境庁告示第64号付表1
鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	JIS K 0102の54.4
六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	JIS K 0102の65.2.5
砒素及びその化合物	mg/l	0.005未満	JIS K 0102の61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005未満	環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	mg/l	0.0005未満	環境庁告示第59号付表3
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005未満	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	mg/l	0.002未満	JIS K 0125の5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	JIS K 0125の5.2
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	JIS K 0125の5.2
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	JIS K 0125の5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	JIS K 0125の5.2
備考	大腸菌群数については、計量法第107条の対象外である。 ※省令等で基準に「検出されないこと」とあるのは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいいます。		
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋		

依頼者	長野県中野市大字豊津5015 飯山陸送 株式会社		
受付年月日	令和5年10月12日	種別	事業所排水
採取年月日	令和5年10月12日	採取時刻	11時05分
天候	前日 曇 当日 晴	採取時の温度	気温 19.5℃ 水温 22.0℃
採取場所	飯山陸送株式会社 処分場 放流水		
採取者	武田 淳志 (所属) 長野市薬剤師会 検査センター		
検査項目	単位	検査結果	分析法
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	JIS K 0125の5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	JIS K 0125の5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	JIS K 0125の5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	JIS K 0125の5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	JIS K 0125の5.2
チウラム	mg/l	0.003未満	環境庁告示第59号付表5
シマジン	mg/l	0.0003未満	環境庁告示第59号付表6の第1
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	環境庁告示第59号付表6の第1
ベンゼン	mg/l	0.001未満	JIS K 0125の5.2
セレン及びその化合物	mg/l	0.002未満	JIS K 0102の67.4
ほう素及びその化合物	mg/l	2.5	JIS K 0102 47.4
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.57	環境庁告示第59号付表7
アンモニア、アンモニウム、亜硝酸及び硝酸化合物	mg/l	5.6	JIS K 0102の42.2、43.1.2、43.2.5
1,4-ジオキサン	mg/l	0.032	環境庁告示第59号付表8
－ 以下 余 白 －			
備考	大腸菌群数については、計量法第107条の対象外である。 ※省令等で基準に「検出されないこと」とあるのは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいいます。		
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋 		